

～練馬区で創業をお考えの方、創業後間もない方へ～
ワンストップ相談による特定創業支援等事業

事業概要	創業する方または創業後間もない方に行う継続的な支援で、経営、販路開拓、財務、人材育成の知識が全て身につく事業をいいます。 専門家の支援を受け、練馬区から「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明（以下、「証明書」という。）」の交付を受けることで、創業に関する優遇措置（別紙参照）を受けることができます。
対象者	練馬区内で創業を考えている方、練馬区内で創業後5年未満の方 （お住まいは練馬区外でもかまいません）
参加要件	①ワンストップ相談において、1回の相談を概ね2時間程度、継続して6回以上、概ね1か月以上にわたり、経営、販路開拓、財務、人材育成の4つの要件について専門家のアドバイスを受けること ②宿題およびビジネスプランを提出すること ※1日に受けられる支援は1回のみ、1回目の支援から6か月以内に6回目の宿題（ビジネスプラン）を提出すること
費用	20,000円（税込）

支援カリキュラム 【各回2時間】	回数	内容	宿題
	第1回	第1章 起業とは 第2章 アイデアの発想方法 第3章 事業コンセプトとビジネスモデル 第4章 ビジネスプラン	コンセプトシートの作成
	第2回	第1章 マーケティングの基礎知識 第2章 STP分析 第3章 マーケティング・ミックス（4P） 第4章 マーケティングの考え方の変遷 第5章 市場調査 第6章 マーケティング計画と売上目標	マーケティング・ミックスの計画
	第3回	第1章 損益計算書の作成 第2章 損益分岐点売上高の活用 第3章 資金計画の作り方	損益計算書と資金計画の作成
	第4回	第1章 事業形態と開業手続き 第2章 青色申告と税の知識 第3章 確定申告に必要な財務諸表 第4章 開業時の社会保険 第5章 雇用の知識 第6章 事業に関する法律 第7章 知的財産権	今後のスケジュールの作成
	第5回	第1章 プロモーションの基礎 第2章 プロモーションの組み立て方のポイント 第3章 Webマーケティング 第4章 プロモーションの効果測定	販促プランの作成
	第6回	第1章 ビジネスプランの作り方 第2章 経営理念と経営ビジョン 第3章 起業後の経営について	ビジネスプランの作成

（裏面に続きます）

ワンストップ相談の進め方

1 申込・決定	①相談申込	ワンストップ相談希望の旨を練馬ビジネスサポートセンターに連絡のうえ、HPよりお申込みいただき、費用をお支払いください。 「創業支援カルテ」と「個人情報の取り扱いに関する同意書」を記入のうえ、メールもしくは郵便にてご提出ください。	
	②相談日程決定	担当専門家（中小企業診断士等）との日程を調整し、相談日を決定します。	
2 相談開始から終了まで	①テキスト	毎回受講時に配布します。（一括配布はできませんので、ご了承ください） 各回に以下の3点をお渡しします。	
		資料名	使い方
		テキスト	創業に必要な知識をまとめてあります。 主に、復習にご利用ください。
		レジメ	テキストの内容について要点をまとめてあります。 専門家は主にレジメを使用して、ご説明いたします。
		宿題	毎回の相談が終わるごとに宿題が出ます。 次の回に、記入のうえご持参ください。
	②相談の進め方	以下の内容で相談を進めます。 1. 創業に関する知識について説明 2. 説明内容についての疑問点の解決 3. 宿題についての説明	
	③宿題の提出	・提出時期：次回の相談日 （注）宿題の提出が無い場合は、当日の相談を受けることができません。 ・テンプレートのダウンロード 練馬ビジネスサポートセンターHPからダウンロードできます。 （WORD形式/PDF形式）	
④2回目以降の予約	2回目以降の予約については、第1回の相談時に、担当専門家と日程調整をしてください。		
⑤相談の終了	第6回の宿題「ビジネスプラン」の添削が終了すると相談も終了となります。		
3 交付申請の	必要書類	①特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に関する申請書 ②ネリサポが発行する創業支援カルテの写し	
	申請先	練馬区経済課中小企業振興係（練馬区役所9階）	
問合せ	特定創業支援等事業について	練馬ビジネスサポートセンター 03-6757-2020	
	証明書発行について	練馬区経済課庶務係 03-5984-2672	

創業に関する優遇措置		
優遇措置の内容	対象者	問合せ先
<p>会社設立時の登記にかかる登録免許税の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社または合同会社 資本金の0.7%→0.35% 例：株式会社の最低税額 15万円→7.5万円 例：合同会社の最低税額 6万円→3万円 合名会社または合資会社 1件につき6万円→3万円 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を営んでいない個人または事業を開始した日以後5年を経過していない個人の方で、練馬区内で会社を設立する予定の方 (既に会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外) 	<p>東京法務局 練馬出張所</p> <p>電話：03-5971-3681 備考：証明書原本が必要</p>
<p>創業関連保証の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を営んでいない個人の方 新たに会社を設立して創業しようとする方 	<p>東京信用保証協会 池袋支店</p> <p>電話：03-3987-5445 備考：証明書(写し)が必要</p>
<p>日本政策金融公庫「新創業融資制度」の自己資金要件の充足</p> <p>「自己資金に関し、創業資金総額の10分の1以上を有すること」という要件を満たしたものとみなす</p>	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区内で新たに事業開始予定または練馬区内で事業開始後に税務申告を2期終えていない方 	<p>日本政策金融公庫 池袋支店</p> <p>電話：03-3983-2131 備考：証明書(写し)が必要</p>
<p>日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能 		
<p>東京都「創業融資」の創業支援特例の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資利率を0.4%優遇 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を営んでいない個人の方 新たに会社を設立して創業しようとする方 	<p>東京都産業労働局 金融部金融課</p> <p>電話：03-5320-4877 備考：証明書(写し)が必要</p>
<p>●練馬区産業融資あっせん制度「創業支援特別貸付」の申込要件に該当します。</p>		
<p>●国や東京都の創業に関する補助金・助成事業の申請要件に該当します。</p>		